

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成16年9月24日(2004.9.24)

【公開番号】特開2002-14702(P2002-14702A)

【公開日】平成14年1月18日(2002.1.18)

【出願番号】特願2000-195873(P2000-195873)

【国際特許分類第7版】

G 05 B 9/02

F 02 D 45/00

G 01 K 1/14

G 01 K 7/00

G 04 G 1/00

G 04 G 5/00

G 05 B 23/02

G 06 F 1/14

【F I】

G 05 B 9/02 B

F 02 D 45/00 3 5 8 H

F 02 D 45/00 3 5 8 Z

F 02 D 45/00 3 6 0 J

F 02 D 45/00 3 6 0 Z

F 02 D 45/00 3 6 0 B

F 02 D 45/00 3 7 6 B

G 01 K 1/14 L

G 01 K 7/00 3 2 1 J

G 04 G 1/00 3 1 1 C

G 04 G 1/00 3 1 5 A

G 04 G 5/00 L

G 05 B 23/02 3 0 2 P

G 06 F 1/04 3 5 1 Z

【手続補正書】

【提出日】平成15年9月8日(2003.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】エンジン制御用電子制御装置

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

自動車に搭載されエンジン制御を行うエンジン制御用電子制御装置において、

イグニッショナリスイッチがオンになると動作して前記エンジン制御に関するデータ演算や制御を実施すると共に、前記イグニッショナリスイッチがオフになると停止する制御部と、

前記イグニッショันスイッチのオンオフに関わらず継続的に時間を計測し、エンジン停止中の時間経過を計測する計時部とを備え、

前記制御部は、所定の時間間隔でカウントアップされる内部タイマを有し、所定期間の時間を該内部タイマにより計測し、前記所定期間に内に計時部により計測される時間と前記内部タイマにより計測された前記所定期間の時間とに基づいて当該計時部の異常を判定することを特徴とするエンジン制御用電子制御装置。

【請求項 2】

前記制御部は、起動直後に計時部から読み出した時刻データと、その後前記の所定期間が経過した時に計時部から読み出した時刻データとから、該所定期間に内における計時部の時間周期を算出し、その時間周期に基づいて計時部の異常を判定する請求項1に記載のエンジン制御用電子制御装置。

【請求項 3】

前記制御部は、計時部の異常発生が判定されると、該計時部を初期化する請求項1又は2に記載のエンジン制御用電子制御装置。

【請求項 4】

前記制御部は、計時部の異常発生時にはその履歴を不揮発性メモリに記憶する請求項1～3の何れかに記載のエンジン制御用電子制御装置。

【請求項 5】

エンジンの冷却水の温度を検出する水温センサを備え、エンジン停止中の経過時間とエンジン始動時における水温センサの検出値とから当該水温センサの故障を判定するエンジン制御用電子制御装置であり、

前記制御部は、計時部の異常発生が判定されると、水温センサの故障判定を禁止する請求項1～4の何れかに記載のエンジン制御用電子制御装置。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

【課題を解決するための手段】

請求項1に記載の発明では、制御部は、所定の時間間隔でカウントアップされる内部タイマを有し、所定期間の時間を内部タイマにて計測し、該所定期間に内に計時部により計測される時間と前記内部タイマにより計測された前記所定期間の時間とに基づいて当該計時部の異常を判定する。例えば、計時部で計測した時間が所定期間の時間（制御部内のタイマ計測時間）と相違する場合、計時部に異常が発生したと判定する。これにより、計時部の異常判定機能を実現し、該計時部の誤動作を正しく判定することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】削除

【補正の内容】